

文化振興課 文化財係
☎ 055-949-8609

文化財通信

その90 葦山反射炉詰所の必要経費
～万延元年の御用留～

葦 山反射炉には、鑄造を手掛ける鑄物師などの職人たちはもちろん、彼らを監督し、反射炉の管理・運営を担当する役人たちが詰めていました。当時の絵図には、彼らが執務する詰所も描かれています。いわば、製砲工場の事務所といったところです。日々の仕事を進めていくためには、さまざまな経費がかかります。江川家に伝わる古文書からは、そうした経費の内訳を知ることが出来ます。反射炉の運営に関する資料を綴じ込んだ『反射炉御取建御用留』から、万延元年（1860年）の反射炉詰所の必要経費を見てみましょう。



反射炉御取建御用留より
豆州中村地内銃鑄造場去
一ヶ年分御入用西御勘定組伺書
(江川家蔵)

う。(なお、この年は閏年である。3月が2回あったため、1年の日数が384日でした。) まず是人件費。葦山代官所から反射炉に配属された手代5人の扶持米※1が『1日米1升5合×5人×384日』28石8斗、同じく手当金が『1ヶ月金2分×5人×13ヶ月』金32両2分※2となつています。他に門番の足軽や小遣い、雇い手代などの人件費も合わせて、この年の人件費は『米52石5斗・金64両1分余』でした。必要経費には、詰所や門番所で使う文具や紙、照明用の燈油※3や蠟燭、暖房用の炭などの消費品も含まれます。いずれの品目も、必要な数量が細かく計算されています。例えば炭代。1月から閏3月までと9月から12月までの寒い時期は

1ヶ月につき堅炭4俵、4月から8月までは1カ月につき2俵として『4俵×8カ月+2俵×5カ月』42俵、代金は炭20俵で1両なので、合計『金2両余』となります。また、『金2両余』となります。また、紙については、美濃紙・大半紙・駿河半紙・半切紙など、いろいろな種類のものを購入しています。燈油代などと合計すると、『金12両1分余』が消費品費として計上されています。これらの記述から、万延元年の反射炉詰所の必要経費は、人件費と消費品費を合わせて『米52石5斗・金76両2分余』だったことがわかります。当時最先端の製砲工場だった葦山反射炉を滞りなく動かしていくためには、日々の地道な事務処理とそれに伴う経費が必要不可欠だったのです。

※1 扶持米・俸給として支給される米。1人扶持は1日米5合。反射炉の手代は3人扶持なので1升5合となる。
※2 金制・江戸時代の金は、金1兩4分、1分は4朱の四進法。
※3 燈油・江戸時代、行燈の油には、主として菜種油や綿実油が使われていた。

安全・安心は家庭から

交通安全標語コンクール優秀作品

『大丈夫』 その気のゆるみ 事故のもと
橋 明日香 (長岡南小)

渡る時 よく見る、待つを 心がけよう
飯塚 奈央 (葦山小)

横断は 青でも左右 見て渡ろう
田島 小夏 (大仁小)

☎ 055-948-1412

民が安全で安心して過ごせるまちづくりの推進を図っています。期間中は、市職員による青色防犯パトロールや市内各駅での推進キャンペーン、県警察による年末特別警戒期間実施事業への協力などを行います。

年末の交通安全県民運動
12月15日(土)から31日(月)までの17日間

市の重点施策は、『高齢者および高齢者ドライバーへの交通安全啓発』です。冬は、日の入りが早くなります。運転者は早めのライトを点灯すれば、他者を早く発見できるだけでなく、周りからも自転車を発見してもらいやすくなり、事故防止に非常に効果的です。また、歩行者は自発光式の反射材の着用を心がけ、事故防止に努めましょう。



12月は『安全で安心なまちづくり推進月間』

12月は街頭犯罪や侵入犯罪に加え、宴会シーズンに伴う飲酒運転による交通事故、また、空気の乾燥による火災の発生など、市民の生活に危害が及ぶ危険性が高くなる時期です。

このようなことから、市では毎年12月を『安全で安心なまちづくり推進月間』と定め、子どもからお年寄りまで全市

実施や子どもたちへの声かけ、見守り活動など身近なところから、安全で安心なまちづくりへの協力をお願いします。

防犯パトロールの
市民の皆さんも、地域における
防犯パトロールの
実施や子どもたちへの声かけ、見守り活動など身近なところから、安全で安心なまちづくりへの協力をお願いします。



市重点施策は、『高齢者および高齢者ドライバーへの交通安全啓発』です。冬は、日の入りが早くなります。運転者は早めのライトを点灯すれば、他者を早く発見できるだけでなく、周りからも自転車を発見してもらいやすくなり、事故防止に非常に効果的です。また、歩行者は自発光式の反射材の着用を心がけ、事故防止に努めましょう。

THE WORLD HERITAGE NOW

世界遺産

第8回 『富士山』を世界文化遺産へ

今回は番外編として、静岡県から富士山の世界文化遺産登録の現況をお知らせします。古くから日本人のさまざまな信仰の対象となり、また、日本に独特の芸術文化を育んできた富士山。源頼朝もこの美しい富士山を蛭ヶ小島から眺めていたでしょう。日本の宝である富士山を人類共通の財産として次世代に継承していくため、県は文化庁や山梨県、関係市町村等と連携し、世界文化遺産登録に向けた取り組みを進めています。今年1月には、富士山の世界文化遺産登録に関する推薦書が、日本政府からユネスコ世界遺産センターへ提出されました。『富士山』は25の構成資産

からなり、『信仰の対象』および『芸術の源泉』の二つの側面から、『登拝・巡礼の場』と『展望地点・展望景観』に分けられます。静岡県には富士山域のほか、『信仰の対象』に該当する構成資産として、『富士山本宮浅間大社や山宮浅間神社、人穴富士講遺跡、白糸ノ滝などが、また『芸術の源泉』に該当する構成資産として、『三保松原があります。ユネスコの諮問機関であるイコモスが推薦書の提出を受け、8月29日から9月5日にかけて現地調査を行いました。今後はイコモスの評価結果の勧告を経て、来年6月の第37回世界遺産委員会で登録の可否が決定されます。富士山が世界の宝になるよう、来年の富士山世界文化遺産登録の実現に向けて、引き続き万全を期していきます。

☎ 054(221)3747



裾野市水ヶ塚から見た富士山

外国通貨取引トラブル

(文と絵) 司法書士 山田茂樹

以前にもイラクダイナール等が値上がりするとして、日本で換金困難な外国通貨を購入させるトラブルがありました。近年は、コンゴフラン、シリアポンド、ウズベキスタンスムなどの外貨を購入させるトラブルが相次いでいます。その典型的な手口が、『A社から外貨通貨購入に関するパンフレットが送付される。②まもなくB社から「事情があつて直接購入できないから、後で高額で買い取るので代わりに購入してほしい」と電話がかかってくる』という劇場型のもので、実際には、業者はさまざまな理由を付け、消費者が購入した外貨を買い取ることは



「代わりに購入してほしい」は、まず疑うこと
消費生活相談日 毎週月・金曜日(※例外あり) 各9:00~16:00 ☎ 055-948-1480